



新富町告示第 146 号

一般競争入札公告

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び新富町財務規則(平成22年新富町規則第1号)第105条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年10月3日

新富町長 小嶋 崇嗣



1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度 再編関連訓練移転等交付金事業
新富町道路維持用車載式草刈機
- (2) 納入場所 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地
新富町役場敷地内
- (3) 納入期限 令和8年3月31日(火)
- (4) 支払条件 納品完了後一括払い
- (5) 仕様・数量等 1台
別紙「令和7年度 再編関連訓練移転等交付金事業
新富町道路維持用車載式草刈機 仕様書」
(以下、「仕様書」という。) のとおり。

2 入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 仕様書に定める道路維持用車載式草刈機について、日本国内で公的機関の納入実績があること。
- (2) 道路維持用車載式草刈機を迅速に対応可能にするため、新富町及び新富町が委託する維持管理業務等に従事するもの対して、日常点検や草刈り作業方法についての講習を実施すること。
- (3) 道路維持用車載式草刈機に必要な消耗品、定期交換部品については、48時間以内に納入可能であること。

- (4) メーカー修理の対象となる不具合が生じた場合には、48時間以内に対応できること。
- (5) 営業部門、保守サービス部門には各々担当者を置き、常時連絡が取れる体制を整備すること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き（更生手続開始の申立て以後の手続をいう。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行もしくは国税、地方税その他の公課について、滞納処分による強制執行の措置を受けた者でないこと。又は、第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (10) 公告日から入札日までの間において、新富町より入札参加資格要綱第14条の規定による指名停止を受けていないこと、及び国の機関又は事業者の本店、支店及び営業所等の所在地における都道府県知事からの入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (11) 新富町暴力団等排除措置要綱（令和3年新富町告示第58号）第5条に該当するものでないこと。
- (12) 納税義務に対し完納していること。
- (13) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は、人的関係がないこと。

3 入札の公告及び入札説明書等の配布等

本公告は新富町役場の掲示場への掲示及び新富町ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。また、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から入札参加資格申請受付期限日までホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードし、使用すること。

(1) 入札説明書等

- ア 入札公告の写し（入札参加申請に必要な提出書類の様式等を含む。）
- イ 仕様書

4 入札参加資格申請・確認

この入札に参加を希望する事業者は、次の各号に定めるところにより入札参加資格確認申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、受付期間内に申請書類等を提出しない事業者、又は入札参加資格がないと認められた事業者は、本入札に参加できないものとする。

また、入札参加資格があると認めた事業者であっても、入札期日に資格要件を満たしていないときは、本入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第1号)
- イ 同種納入の実績調書 (様式第2号)
- ウ 支店・営業所一覧 (様式第3号)
- エ 資本関係・人的関係調書 (様式第4号)
- オ 使用印鑑届 (様式第5号)
- カ 委任状 (様式第6号)
- キ 誓約書 (様式第7号)
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
(国税の納税証明書その3の3とする。納税証明書は発行から3ヶ月以内のものに限る。)
- ケ 役員一覧表 (様式第8号)

(2) 入札参加申請受付期間

令和7年10月6日(月)から令和7年10月21日(火)まで。
(ただし、土・日・祝日等閉庁日は除く。)

(3) 提出書類の受付時間

午前9時から午後5時まで。
なお、書類提出の際は、事前に電話で提出日時の予約をすること。

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。
なお、郵送の場合は受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。なお、本町において郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(5) 提出部数

正本1部とする。

(6) 提出先

新富町役場2階 財政課
住所：〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地
電話：0983-33-6011
FAX：0983-33-4862

(7) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認は、資格審査確認資料の提出期限日現在の事実をもって行うものとし、その結果は令和7年10月31日(金)までに、申請者全員に通知する。

(8) 入札参加資格がないと認めた事業者に対する理由説明

ア 入札参加資格がないと認めた事業者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 説明を求める場合は、令和7年11月4日（火）までに、新富町長に書面にて提出すること。なお、提出先は新富町役場財政課とする。

ウ 新富町長は、説明を求められたときは、令和7年11月11日（火）までに、説明を求めた事業者に対し書面で回答する。

5 同等品承認申請

仕様書に定める基準以外で応札する場合は、事前に同等品承認申請書（別紙様式第9号）を提出し、応札しようとしている物品について承認を得ること。

- (1) 提出書類 ア 同等品承認申請書 1部
 イ 仕様を満たしていることが確認できるカタログ等 1部
- (2) 提出期限 令和7年10月21日（火） 午後5時まで（必着）
- (3) 提出場所 4の（6）に同じ
- (4) 提出方法 4の（4）に同じ
- (5) 通知方法 令和7年10月31日（金）までに文書で通知する。

6 入札に対する質問及び回答

質問は、入札参加資格を確認した結果、入札参加資格があると認めた事業者に対してのみ受け付ける。

(1) 質問書の提出方法

本入札内容に関して質問がある場合は、下記受付期限までに質問書をFAXにて提出すること。なお、質問書の様式は任意とするが、質問書には件名のほか、質問者の事業者名、所属部署名、氏名、電話番号及びFAX番号を明記すること。

(2) 質問書の提出回数

質問書の提出回数は1回のみとし、質問書を送信する際には、事前に下記送信先に電話連絡をしてから送信すること。

(3) 質問書の受付日

令和7年11月4日（火）及び11月5日（水）
午前9時から午後5時まで

(4) 送信先

新富町役場 都市建設課

住所：〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

電話：0983-33-6014

FAX：0983-33-4862

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年11月6日（木）午後5時までに、入札に参加予定の事業者に対してFAXにより回答する。

7 入札執行に関する事項

(1) 入札及び開札の日時

令和7年11月13日（木）午前9時

(2) 入札及び開札の場所

新富町役場2階 大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参に限る。

(4) 入札の方法

ア 予定価格を定め、その範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札の回数は2回までとする。

(5) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格のない者のした入札
- ② 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- ③ 2人以上の者から委任を受けた者がした入札
- ④ 入札書の表記金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- ⑥ 入札条件に違反した入札
- ⑦ 連合その他不正な行為があった入札
- ⑧ 委任状を提出しない代理人のした入札

イ 虚偽の申請を行った者のした入札及び公告等において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、入札参加資格を確認された者であっても、確認後指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である場合は入札に参加できない。

(6) 入札保証金

ア 入札しようとする金額の100分の5以上の金額とする。

イ 入札に参加する者は、令和7年11月7日（金）までに以下の口座に入札保証金を納付すること。

入札保証金納付先	
金融機関名	高鍋信用金庫 新富支店
口座種別	普通
口座番号	1201325
口座名義	シントミチヨウカイケイカンリシヤ 新富町会計管理者

ウ 入札保証金を入札保証保険契約に代える場合には、令和7年11月7日（金）までに財政課へ証券を提出すること。なお、保険期間は、令和7年11月11日（火）から令和7年11月21日（金）までとすること。

エ 落札者以外の入札保証金は、入札保証金返還依頼書の提出をもって返還する。

入札保証金返還依頼書は入札時に持参すること。

オ 落札者の入札保証金は、契約保証金の納付後返還する。

カ 入札保証金の返還の際には利息は付さないものとする。

手続き等の日程一覧

内容	期日・期限等
1. 入札公告	令和7年10月3日（金）
2. 同等品承認申請書提出期限	令和7年10月21日（火）午後5時まで
3. 同等品承認確認回答日	令和7年10月31日（金）
4. 入札参加資格確認申請書提出期限	令和7年10月21日（火）午後5時まで
5. 入札参加資格可否決定通知	令和7年10月31日（金）
6. 質問書受付日	令和7年11月4日（火）及び11月5日（水） 午前9時から午後5時まで
7. 質問書回答日	令和7年11月6日（木）午後5時まで
8. 入札日	令和7年11月13日（木）
9. 入札結果の公表	令和7年11月14日（金）

※ この日程は、事務上の都合により変更することがある。

8 契約の方法

(1) 新富町財務規則による。

(2) 請負契約においては、契約の相手方が課税業者の場合は、請負代金に併せて当該取引に係る消費税額を明示するので、落札決定後落札者は直ちに課税事業者又は免税事業者である旨（予定を含む。）の届出をすること。

9 契約の締結

今回の入札により落札者が決定したときは、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を要するため、仮契約を締結し議会の承認をもって本契約の締結とする。

10 契約の保証

別紙「契約の保証について」のとおりとする。

11 請負代金の支払い方法等

納品完了後一括払いとする。

12 その他の事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加申請手続き等に伴う費用

入札参加資格確認申請手続き及び入札参加に係る一切の費用は、入札参加希望者並びに入札参加者の負担とする。

(3) その他

ア 提出された書類は返却しない。

イ 本工事の成果品等に係る著作権等一切の知的財産権は、新富町に帰属するものとする。

ウ 入札に関して不明な点については、新富町役場財政課に照会すること。

〒889-1493

宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

新富町役場 財政課

電話：0983-33-6011